

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 22.102 22.103 22.104	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 機器は、壁その他の支持台に確実に固定できるような構造でなければならない。 22.102 機器は、グリースの堆積物が堆積しやすい部分を、近傍の調理製品を動かすことなく、清掃できるような構造でなければならない。 22.103 附属品をレンジフードに取り付けるために、レンジフードを貫通する固定ねじ、取付けねじ又は他の固定装置を用いる場合、レンジフードの外郭及び附属品の中に事前に形成された穴を備えなければならない。 22.104 ハロゲン電球又はメタルハライドランプを組み込むことを意図するレンジフードは、保護シールドを付けていなければならない。ハロゲン電球の場合、そのシールドは、ガラス製でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 レンジフード又は下向き通風システムの一部が自動的に動く場合、挟み込まれたり、傷害を受ける危険を除去するために、規定の検査プローブに接触する前に停止し、方向を逆方向にする安全機能をもっていなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明書又は据付説明書 7.1 機器には、ランプホルダの上又は近傍に、交換可能な照明ランプの最大入力を、“ランプ最大…W” によって表示しなければならない。 7.12 取扱説明書には、次の趣旨も記載しなければならない。 ーガス、その他の燃料を燃焼させる機器と同時に用いる場合は、部屋の適切な換気が可能でなければならない。 取扱説明書には、標準的な使用条件を超えて用いた場合、標準使用期間よりも短い期間で経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1 箇条 22 22.103	7.12.1 据付説明書には、次の事項を含めなければならない。 ーガス、その他の燃料を燃焼させる機器は、廃ガスを排出するために用いる排気管の中に排気してはならない。 箇条 22 構造 22.103 附属品をレンジフードに取り付けるために、レンジフードを貫通する固定ねじ、取付けねじ又は他の固定装置を用いる場合、ねじ又は固定装置の適切な位置を示すために、レンジフードの外郭及び附属品の上に示す記号を備えなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 23 23.3 箇条 25 25.14 箇条 31	箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 31 耐腐食性（第1部の規定による。） 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 箇条 7 7.12 箇条 15 15.1 箇条 22 22.44	箇条 6 分類（第 1 部の規定による。） クラス 0 機器は、定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載しなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 15 耐湿性等 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 ブラケット及び類似の装置は、クリープ又は変形しにくい金属製でなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 22	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 1 号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 25 25.22 箇条 26	なければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 26 外部導体用端子 (第 1 部の規定による。) 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の規定による。) 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 27 接地接続の手段 (第 1 部の規定による。) 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇 (第 1 部の規定による。) モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		箇条 13 箇条 14 箇条 16 箇条 17 箇条 19 箇条 29	する値を超えてはならない。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 14 過渡過電圧（第 1 部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.101	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.101 機器は、フードの下で発生する火災を著しく伝ば（播）しやすい可燃性の材料を組み込んではならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 外郭の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 レンジフード又は下向き通風システムの一部が自動的に動く場合、挟み込まれたり、傷害を受ける危険があってはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.8	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.8 使用者が触れる可能性のある配線に規定の引張り力を加えたとき、接続部に不適切な応力がかかってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 32	ら漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				箇条 22 22.40 22.49 22.50 22.51 箇条 30 30.2.3	はならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 20 箇条 20.2 箇条 22 22.10	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第1部の規定による。） 箇条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 24.102	24.102 容量 1 L 以下の密閉形湯沸器に組み込まれた温度過昇防止装置又は圧力スイッチは、その動作特性を維持しなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 レンジフード又は下向き通風システムの一部が自動的に動き、挟み込まれたり、傷害を受ける危険の防止が、電子回路の動作に依存する場合、次の試験を実施した結果、レンジフード又は下向き通風システムの一部は、影響があつてはならない。 ー電子回路の故障試験 ーイミュニティ試験	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14	1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明書又は据付説明書 7.14 “セルフシールドしたハロゲン電球又はメタルハライドランプだけに用いる。” 又は “どのようなひびが入っ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き		るものとする。		7.15 22.103	たシールドでも取り替える。”旨の記号の高さは、15 mm 以上でなければならない。 7.15 交換可能な照明用ランプの最大入力表示は、ランプの交換中に見えなければならない。 22.103 附属品をレンジフードに取り付けるために、レンジフードを貫通する固定ねじ、取付けねじ又は他の固定装置を用いる場合、ねじ又は固定装置の適切な位置を示すために、記号等を備えなければならない。 記号を用いる場合、その記号は、設置中にはっきりと見えて、判読可能なものでなくてはならない。	
第二十条 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	■該当 □非該当	箇条 7 7.1	箇条 7 7.1 機器には、次の事項を表示しなければならない。 －製造年 －設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で用いた場合に安全上支障なく用いることができる標準的な期間として、設計上、設定した期間） －“設計上の標準使用期間を超えて用いた場合、経年劣化による発火、けが等の事故に至る可能性がある。”旨	－

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第1号 続き		品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				
第二十 条第2号	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第3号	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置 を有するものを除く。）及び電気脱水機（電 気洗濯機と一体となっているものに限り、産 業用のものを除く。） 機器本体の見やすい 箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-31:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第3号 続き		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—